

子育て世帯への

臨時特別給付金

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯の生活を支援する取り組みの一つとして、「子育て世帯への臨時特別給付金」を支給します。

●支給対象者

令和2年4月分の児童手当の支給を受ける人

※令和2年4月分の特例給付の支給を受ける人は支給対象者になりません。

「特例給付の支給を受ける人」とは、平成30年の所得が児童手当の所得制限限度額以上である人（児童1人当たり月額一律5000円が支給される人）をいいます。

●対象児童

支給対象者の令和2年4月分の児童手当の対象となる児童

※同年3月分の児童手当の対象となっている児童であれば、4月から新高校1年生となっている場合なども対象となります。

●支給額

対象児童1人につき1万円

●申請関係

一般受給者

申請は不要です。
支給対象者の人に支給関係文書を送付しています。

支給を希望する場合（拒否の届出が無い場合）、6月上旬に「児童手当で指定されている口座」に給付金を振り込みます。

6月中旬になっても支給関係の文書が届かない場合や不明な点がある場合、担当まで問い合わせください。
公務員受給者
申請が必要です。

申請期間は次のとおりですが、基準日※1における居住市町村によって扱いが異なりますので、詳細は所属庁に問い合わせください。
なお、所属庁と居住市町村の関係により、次のとおり申請書※2の提出先も異なります。

雄武町では申請書の受理後、内容を確認のうえ、支給決定をし、給付金を支給します。

雄武町の申請期間
6月8日(月)～10月12日(月)※3

公務員受給者の申請書の提出先

①支給対象者の所属庁と居住市町村（雄武町）が同一の場合
所属庁から申請書の配布を受け、

必要事項を記載し、振込口座が確認できる書類（通帳の写しなど）を添付のうえ所属庁に提出してください。

所属庁は所属職員の申請書を証明し、取りまとめのうえ、申請期間中に雄武町役場保健福祉課社会福祉係に提出してください。※4

②支給対象者の所属庁と居住市町村（雄武町）が異なる場合
所属庁から申請書の配布を受け、

必要事項を記載し、振込口座が確認できる書類（通帳の写しなど）を添付のうえ所属庁に提出してください。

所属庁では申請書の証明をお願いします。証明を受けた申請書については、雄武町役場保健福祉課社会福祉係に提出してください。
（基本的には本人が提出することとなりますが、所属庁からの提出も可能とします。）

※1 基準日とは次のとおりです。
令和2年4月分の児童手当の受給者は『令和2年3月31日』
令和2年3月分の児童手当の受給者は『令和2年2月29日』
それぞれの基準日時点の居住地市町村に申請書を提出することとなります。監護する児童が4月から新高校1年生となっている場合、令和2年3月分の児童

手当の受給者となります。基準日付近で転入や転出をしたり、児童を2人以上監護することで、基準日が2日存在する場合など、複雑なケースも想定されますので、手続きで不明な点がある場合には所属庁に問い合わせください。所属庁においては、制度の周知や支給対象者に対する申請の勧奨を行ってください。

※2 申請に必要な各種関係様式等は雄武町のホームページにも掲載していますのでご利用ください。

※3 今回の制度においては、申請受付開始から4か月の期日を確保することとされていますので、提出期日は10月中旬としています。

ただし、できるだけ速やかに支給することとされていますので、ご協力をお願いいたします。なお、所属庁において現況届の取りまとめにあわせて申請書を取りまとめる場合が想定されますが、この場合、申請の提出目安日は7月上旬となります。

※4 雄武町においては、対象者の漏れを防ぐため、所属庁において申請書の取りまとめをお願いすることとしています。この扱いは国のQ&Aを参考にしているものです。

問保健福祉課社会福祉係

☎84・2023（内線502）

※子育て特別給付金関係とお伝えください。

「国民健康保険」および「後期高齢者医療保険」 新型コロナウイルスに感染した被用者等に対する 傷病手当金の支給

「雄武町国民健康保険」および「後期高齢者医療保険」において、新型コロナウイルスに感染した被用者等に対する傷病手当金が支給されることになりました。支給対象や支給額などについては次のとおりになります。

●対象

「雄武町国民健康保険」または「後期高齢者医療保険」に加入している被用者（会社等に勤めている人）のうち、新型コロナウイルス感染症に感染した、または発熱等の症状があり感染が疑われ、療養のため勤務することができない人

※ただし、給与の全部または一部を受けることができる場合は、支給額が調整されたり、支給されない場合があります。

●支給対象となる日数

勤務することができなくなった日から起算して3日を経過した日から勤務することができない期間のうち就労を予定していた日

●支給額

直近の継続した3か月間の給与収入の合計額を就労日数で割った金額の3分の2に支給対象となる日数を乗じた額※上限があります。

●適用期間

令和2年1月1日から9月30日で、療養のため勤務することができない期間。ただし、入院が継続する場合は最長1年6か月までとなります。

●申請方法

役場保健福祉課窓口にて申請してください。

また、申請書類は雄武町のホームページからダウンロードできます。

問保健福祉課保険給付係

☎84・2023

新型コロナウイルス感染症に関わる給付金などに

便乗した**サギ**に注意してください！

雄武町から給付金関係で問い合わせを行うことはありますが、雄武町や総務省などから以下のことを行うことは**絶対にありません**。

- ATM（現金自動預払機）の操作をお願いすること。
- 受給にあたり、手数料の振込みを求めること。
- メールを送りURLをクリックして申請手続きを求めること。

不審な電話などがあった場合にはすぐに雄武町役場または警察署や最寄りの駐在所にご連絡ください。

問雄武町役場商工観光係 ☎84-2121